

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する
診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約書（案）

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）第十二号に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給であって厚生労働省保険局長が定めるものに関する診療報酬等の審査及び支払事務について、○○都道府県知事（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が行う当該医療費の負担について、毎月、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬等」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 乙は、前条の規定に基づいて行う医療費の負担に関し、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等を次条に規定する事務費と合わせて診療の翌々月 10 日までに甲に請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを乙に支払うものとする。

第三条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）第 26 条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等に係る診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第四条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第五条 この契約の有効期間は、令和 5 年 5 月 8 日より令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第六条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

○○都道府県知事

氏 名 (印)

社会保険診療報酬支払基金

理事長代理人

社会保険診療報酬支払基金

○○審査委員会事務局長 氏 名 (印)

覚書（案）

令和 年 月 日付をもって、○○都道府県知事（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金理事長（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 2 契約書第三条の事務費算定の基礎となる1件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書及び調剤報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関等に係る事務費算定の基礎となる1件当たりの金額によるものとする。
- 3 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 4 返送又は照会中のものでその月の10日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 5 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明のできるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

○○都道府県知事

氏名 (印)

社会保険診療報酬支払基金

理事長代理人

社会保険診療報酬支払基金

○○審査委員会事務局長 氏名 (印)